

# 宴会場ご利用に際して（宴会・催事規約）

ホテルグランヴィア大阪では、宴会場または催事（以下、宴会等と称します）のご利用にあたって下記の規約を定めております。（ご結婚披露宴については別途規約を定めております）

## 1. 宴会時間と追加室料

宴会場のご利用は、設営から撤去を含め、事前に係員と打合せいただいた時間内で終了されますようお願いいたします。  
また、宴会場のご使用開始時間から終了までの契約時間（以下、宴会時間と称します）は、所定の室料金をお支払いいただいておりますが、この宴会時間を超過した場合は追加室料を頂戴いたします。但し、次の宴会場使用時間との関連で、ご使用時間の超過に応じられない場合もございますので、ご了承ください。

## 2. お申込金

宴会場のご予約時に、期限を定めてお申込金をお支払いいただけます。お申込金の金額は、ご宴席内容によって当社より提示させていただきます。

## 3. 前受金

当社から提示いたしました見積概算金額全額または提示金額を期限を定めてお支払いいただけます。

## 4. お支払い

ご宴会等に関する一切の費用（お申込金・前受金をお支払いいただいた場合はその残金）は、お支払指定日までに銀行振込または現金にてお支払いください。なお、ご精算後、お申込金・前受金に余りがでたときは、お支払指定日までに、ご返金申し上げます。

## 5. 有料人数の算定

お料理などをご用意させていただく人数（以下、有料人数と称します）の最終ご注文数は、ご宴会等の開催日の前日の正午までに当社の担当係員にご連絡ください。（ご注文内容によっては、ご連絡日時を指定させていただく場合もございます。）上記期限を過ぎてご出席者が有料人数より減少した場合でも、最終ご注文数の料金をご請求させていただきます。

## 6. 取消料と期日変更料

すでにご予約いただいたご宴会等をお取消しになる場合、及び期日を変更される場合は下記の取消料及び変更料を頂戴いたします。

取消・変更日	取消料と変更料
開催日の119日～90日前まで	ご予約会場のお見積総額の10%
開催日の89日～60日前まで	ご予約会場のお見積総額の20%
開催日の59日～30日前まで	ご予約会場のお見積総額の30%
開催日の29日～20日前まで	ご予約会場のお見積総額の50%
開催日の19日～10日前まで	ご予約会場のお見積総額の70%
開催日の9日～3日まで	ご予約会場のお見積総額の80%
開催日の2日前～当日	ご予約会場のお見積総額全額

※上記以外に既に試作等にて発生した実費を加算させていただきます。  
※お見積総額については、最新の見積書内容を適用させていただきます。  
※宴会等の目的によって、取消料・期日変更料に関し  
上記の規約内容とは別の契約を行う場合がございますのでご了承ください。

## 7. 装飾、余興などの手配

ご宴会等に関する装飾、装花、音響、照明、余興、音楽、レセプタント、引出物などにつきましては、ホテル指定の業者をご利用ください。お客様の都合で、ホテル指定以外の業者をご利用になる場合は、事前にホテル側の了承を得た上でご手配くださいますようお願い申し上げます。  
またその際の前項に対する搬入・搬出、または看板等装飾物のサイズ・取り付け方法・設置場所は、ホテルの指示に従って行っていただきます。

※食品のアレルギーについて、ご相談がございましたら担当者へお申し付けください。尚、ご希望に沿ってできる限りアレルゲンの除去に努めますが、ご提供する料理はアレルゲンの完全除去を保証するものではありませんので、ご利用に際しお客様に最終的なご判断をいただきますようお願い申し上げます。

## 8. 損害賠償

お客様、あるいはお客様が直接依頼された業者、関係者の方は、ホテルの施設・什器備品等を破損、損傷させることのないよう充分ご注意ください。

万一ホテルの施設・什器備品等に破損が生じた場合は、お客様あるいはお客様が直接依頼した業者、関係者の方に、速やかに修理していただくか、損害賠償金をご負担いただきます。

## 9. 禁止事項

- 次に掲げる各項目につきましては禁止事項となっておりますので遠慮いただきますようお願い申し上げます。
  - ①首導犬、介助犬及び聴導犬以外の犬、猫、小鳥その他の愛玩動物、家畜類の持ち込み。
  - ②発火または引火性の物品などの危険物の持ち込み。
  - ③悪臭を発するものの持ち込み。
  - ④法令または公序良俗に反する行為及びお客様のご迷惑になる行為。
  - ⑤大音量や振動が伴う余興等。
  - ⑥当ホテル従業員に対し、暴力的又は強圧的な要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求する言動。
  - ⑦備付品の移動。
  - ⑧ご予約時の使用目的以外の利用。
  - ⑨その他、法令で禁じられている行為。
- お客様または宴会等ご出席のお客様が、次の事由に該当する場合には、宴会等のご利用のお申込はお受けできません。ご成約後、あるいはお打合せ中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします。
  - ①暴力団、暴力団員または暴力団関係者その他の反社会的勢力（以下、「暴力団等」という）である場合。
  - ②暴力団等が実質的に経営権を有する法人、その他の団体。
  - ③法人その他の団体で、その代表者、責任者等が暴力団等である場合。
- 宴会等の実施に伴い、お客様またはその関係者に対する抗議行為、いやがらせ等が発生し、他のお客様や近隣地域に迷惑がかかるおそれ大きいとホテルが判断した場合には、宴会等の申込みはお受けできません。ご成約後、あるいはお打合せ中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りします。

## 10. お客様に対する解約

次の場合、ご宴会を解約させていただきます。

- ①お客様またはご宴会等にご出席のお客様が、上記1.～9.の規約に違反する場合、あるいはそのおそれがある場合。
- ②特に2.お申込金、3.前受金をご請求させていただいた場合、指定の日までにご入金がなされない場合は、前項のおそれのある場合として、ご宴会等のご予約を解約の上、お取消の場合に準ずる額のご負担を御請求させていただくこともございますのでご了承ください。
- ③天災その他、不可抗力に起因する事由またはホテル側の責任に帰することのできない事由により宴会場の使用ができない場合。  
なお、上記の場合の解約につきましては、解約に伴う損害賠償等、金銭のお支払いはいたしかねますのでご了承ください。

## 11. 本契約の有効性について

本契約において、変更・改定やその他情報共有があった場合、双方担当者間においてファクシミリや電子メールなど複写された電磁媒体で送信することになっても、その複写された書面及びサインが双方担当者のサインと同じ効力を持つことを確認するものとします。